

## 第 60 回 吹田市個人情報保護審議会

吹田市個人情報保護審議会 会議録（第 60 回）

開催日 令和元年 11 月 15 日（金曜日）

開催時間（開会）15 時（閉会）17 時 15 分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 3 委員会室

案件

1 会長・副会長選任(互選)

2 諮問案件

(1) 病児・病後児保育予約システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について

【児童部 保育幼稚園室】

(2) 電子カルテシステム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について

【健康医療部 地域医療推進室 休日急病診療所】

(3) マイナンバー法に基づく地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施に対する第三者点検について

【税務部 税制課】

出席委員

会長 畠田 健治 副会長 河野 和宏

大元 康江 片山 祥太郎 平山 雄一 宮前 正利

白金 継哉 中西 清美

欠席委員

黒岩 哲夫 岩城 伸 矢倉 昌子

出席市職員

<説明者>

案件（1）保育幼稚園室 室長 北澤 直子 参事 湊崎 雄作

主幹 金場 昭一郎 主査 福田 章宏

案件（2）地域医療推進室 室長 安宅 千枝 参事 西澤 正雄

主査 安井 寿行 主査 西田 大輔

案件（3）税制課 総括参事 笹川 健二 主幹 荒井 幸彦 主査 藤本 彰子

資産税課 主幹 徳野 真大 納税課 主幹 桂田 雅人

市民税課 主任 古島 亘

情報政策室 室長 相川 勝徳 主幹 鳥居 仁則

<事務局>

市民部市民総務室長 大川 雅博

市民部市民総務室参事 川本 義一 市民総務室主幹 石井 裕臣

市民部市民総務室主査 美馬 良則 市民総務室係員 福島 一貴

傍聴者 無し

諮問案件 1 病児・病後児保育予約システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報  
の保護について

【児童部 保育幼稚園室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

病児・病後児保育予約システム業務

(2) 概要

現在、病児・病後児保育事業を利用の際に、利用希望者は各受入先へ電話予約を行っているが、受入先は他の受入施設の空き状況を把握しておらず、自施設の受入可否のみを回答しており他施設の案内ができず、効率的に運用できていない。

今回、システム導入によりオンラインでの予約が可能なることから、利用者が簡便に予約することができる。

また、病児・病後児保育室間で利用児童の病名を共有することにより、同じ病気であれば同じ部屋で保育できるため、より多くの児童を受け入れることができる。

(3) 諮問理由

今回の業務が、これまで手作業処理から、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

また、市と各委託業者等の間で通信回線により、電子計算機の結合をして業務を行うので、吹田市個人情報保護条例第 13 条第 2 項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委員：保有する個人情報の内容に病名は含まれるのか。

実施機関：含まれる。

委員：クラウドやサーバーを使用するということだが、末端のパソコンや端末からデータを取り出すことはできないのか。

実施機関：吹田市はすべてのデータを取り出せる予定だが、病院については必要なデータのみ取り出せるよう制限をかける。

委員：持ち出さないよう指示するということか。

実施機関：技術上持ち出せないよう制限する。

委員：データをダウンロードしたり帳票を出力した場合、それぞれの保有方法、保有期間、廃棄方法はどうなっているか。

実施機関：データに関しては ID とパスワードにより扱える人を制限し、保有期間については病児病後児保育の対象児童でなくなってから 1 年間保有したあと削除する。原則はデータで保存するが必要に応じて帳票出力する。帳票は施錠保管し必要がなくなった時点で速やかにシュレッダー処理により廃棄する。

委員：データは端末で見ただけですか。それとも端末にダウンロードするのですか。

実施機関：委託している業者は基本的にダウンロードせず閲覧するだけ。ダウンロードを想定しているのは市が統計処理等行うときにダウンロードして所持する。その場合も紙媒体に出力した場合は施錠管理する。

委員：システム導入前と導入後でどのように変わるのかも一度詳しく説明してほしい。

実施機関：現在は申し込みたい施設にそれぞれ申し込む形になっている。今後はどこが空いて

いるであったり、例えばインフルエンザ A 型であればこの施設で受け入れられると  
いったようなことが見れるようになり、効率的な運営ができ利用者にとっても利用  
しやすくなる。

委 員：利用者がすべての施設の空き状況を見れて空いているところに申し込むのですか。

実施機関：そうです。

委 員：申し込みの際は利用者が持っているパソコン等から行い ID、パスワードが必要にな  
るとのことですか。

実施機関：はい。

委 員：空き状況を見て申し込むのは分かるが、病状に応じて振り分けるのはどのようにさ  
れるのか。

実施機関：登録の際に病名を入力するようになっている。

委 員：施設ごとに受け入れられる病名が表示されるのか。

実施機関：それは検討の段階。病名は委託事業者と吹田市側で見れる。

委 員：利用者に対して、この施設なら受け入れが可能といった案内をするのか。

実施機関：予約がいっぱいキャンセル待ちが発生した際、病状に応じてそのように案内を行  
う。

委 員：システム構築の際、システムへ個人情報を含むデータの移行は発生するのか。

実施機関：移行はしない。

委 員：委託先に情報セキュリティに関する契約や教育をどのように行うのか。

実施機関：一般的には吹田市個人情報保護条例施行規則で個人情報保護に関して契約に盛り込  
むように規定があるので今回も同様の予定。

委 員：委託先に対して市からこういった研修をするように等は言わないのか。

実施機関：契約後、事業者とどのように連携していくかということもあるので、個人情報の観  
点も含めて研修をしていく。

### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する

諮問案件 2 電子カルテシステム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について

【健康医療部 地域医療推進室 休日急病診療所】

1 諮問内容

(1) 対象業務

電子カルテシステム業務

(2) 概要

現在、診療業務については、カルテ作成を始めとして診療、会計、薬剤交付まで全て手書き処理で行っている。

今回、電子カルテを導入することにより、診療から会計までの処理時間を短縮し、事務の効率化を図るとともに、レセプト処理の正確化、省力化、迅速化も図ることができ、診療業務の円滑な運営を行う。

(3) 諮問理由

今回の業務が、これまで手作業処理から、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委員：電子カルテサーバーというのは吹田市が保有するのですか。

実施機関：吹田市が保有します。休日急病診療所については移転を予定しておりまして、移転先は旧国立循環器病センターの向かいにあるマクドナルドハウスを改築工事して 2 階に施錠して設置する。

委員：情報セキュリティ対策として USB 等外部媒体を使用できなくするとあるのですが具体的にはどういったことを考えているのか。

実施機関：USB を差し込んでもソフト上認識せず、書き込みできないようにする。

委員：同様なことを行っている他市はあるのか。

実施機関：豊能に小児救急の急病センターがあり同じようなシステムが入っている。他には堺市でも行われている。休日急病診療所は常時開いていないので他市における同様の診療所等を参考にしている。

委員：システムにアクセスできるのはどういった人か。

実施機関：医師、医療事務員を考えている。

委員：看護師や検査技師、薬剤師等いると思うがそういう方もアクセスできるのか。

実施機関：基本的にはログ等で管理はするが、それぞれの業務で必要な範囲でのアクセス権限を設定し操作する。アクセス権限については他市を参考にシステム構築を考えている。

委員：電子カルテにて文書作成して慎重情報を提供とのことだが、これは電子カルテで紹介状などを患者さん経由で渡すことのみであると考えていいのか。

実施機関：そのとおりです。現状は医師が手書きで書いたものを大きい病院へ持って行ってもらうが、今後も同様でデータを送るといったようなことはしない。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する

## 1 諮問内容

### (1) 対象業務

地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施

### (2) 概要

本市が特定個人情報ファイルを保有する地方税の賦課・徴収に関する事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 28 条及び特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条に基づき、特定個人情報保護評価の全項目評価が義務付けられており、平成 27 年 6 月に公表している。

令和 2 年 5 月に税証明のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入することを予定しておりますが、それに伴い特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容等の変更が生じる。その変更が特定個人情報保護評価に関する規則第 11 条で規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施する。

### (3) 諮問理由

コンビニエンスストアでの交付サービス導入に伴う特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容等の変更が、特定個人情報保護評価に関する規則第 11 条で規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたることから、特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項により審議会の意見を聴かなければならないため。

## 2 委員からの質問

委員：評価書に「税証明の申請を受付する。」とあるが「受け付ける。」に直したほうがいいのではないかと。

実施機関：わかりました。

委員：技術的対策の中間サーバー・プラットフォームにおける措置に「導入している OS 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。」という記載があるが、吹田市側のシステムでもセキュリティパッチの適用を行っているのではないかとと思うのですがどうなのでしょう。行われている場合は追記されたほうがいいのではないかと。

実施機関：確認して記載させていただく。

委員：内部監査の概要について監査の実施者等、詳しく説明していただきたい。

実施機関：対象業務が多いため、例えば前年監査を受けたものが翌年に監査を行うといったようにローテーションの形で実施し、情報政策室が監査項目等を情報セキュリティポリシーに基づいた実施手順や管理基準を設けているので、その視点からフォローを行う。最終的に情報化推進本部に報告を上げる形となる。

委員：コンビニエンスストアの「店舗等に 1 名個人情報取扱責任者を置く。」とあるが、これは何か具体的な資格を持った人になるのか。

実施機関：特に資格は必要なく通常は店長になる場合が多い。

委員：従業者に対する教育・啓発の吹田市における措置として、「職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。」とあるが、非常勤職員・臨時雇用員はどうなのか。

実施機関：非常勤職員・臨時雇用員も含めて研修を行っている。

委員：住民票等をコンビニエンスストアで発行してもらおうというのは便利かと思うのですが、税証明のニーズというのは高いのか。

実施機関：課税証明書については、年間6万通以上出ている。

委員：システム上はしっかりしていると思うが、店舗でマイナンバーカードを落としたり証明書を取り忘れてしまった場合は警察に届けることになっているというのは徹底して行われるのか。他の客がとって悪用されるなどの懸念はないのか。

実施機関：カードを抜かないと次に進めないようシステム上になっている。万が一、カードを落としても暗証番号がわからなければ悪用されず、また、3回暗証番号を間違えるとロックされる仕組みになっている。

委員：すでに行われている住民票の交付と同じようなシステムだと思うので、同様のセキュリティが担保されていると思う。

委員：リスクに対する措置の内容として中間サーバー・ソフトウェアにおける措置とあるがこれはどういった内容なのか。

実施機関：マイナンバー制度が始まる際、市町村が個別にシステムを構築するのではなく全国一律のシステムが提供された旨を記載している。誤った相手の情報を照会・提供できないようになっている。また、中間サーバーに誤った情報を入力したままにならないようデータを出力できるようになっている。

委員：情報提供データベースというのは国が作っているんですね。

実施機関：そうです。それぞれのデータを持っているのは各市町村だが置き場所は国が提供している。

委員：事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠するとあるがワイヤロックとは何か。

実施機関：それぞれの端末を鎖等、ワイヤで机等に固定して持ち出せないようにしている。

委員：そういったワイヤロックをつけるということは端末に何らかの情報が残ることを想定しているのか。

実施機関：端末には情報は持たないが端末を使ってアクセスされないよう対策している。

### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する